⑸　工事内容　本工事は、次に掲げる工事を施工するものである。

１）本部棟　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造　地上４階建て（塔屋１階）　延べ面積　7,874.44㎡

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、構内情報通信網設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備　新設一式

２）本部機能支援棟①　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造一部木造　地上２階建て　延べ面積　3,999.01㎡

電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備、発電設備、構内情報通信網設備、情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備　新設一式

３）屋外

構内配電線路、構内通信線路　新設一式

⑹　工期　契約締結日の翌日から令和10年12月15日まで

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。

②　本工事は、技術提案の指定テーマにおいて、「本工事の施工時における品質確保対策及び施工円滑化について配慮すべき事項」テーマに加えて、「本工事におけるＩＣＴ活用等による生産性向上に資する事項」を求める指定テーマとする試行対象工事である。

③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

④　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑤　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑥　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⑦　本工事は、次の㋐及び㋑に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の施工実績がある場合に工事成績評定点を競争参加資格とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

㋐　東北地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）

㋑　工事成績相互利用登録機関が発注した工事

なお、実績がない場合については適用しない。

⑧　本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⑨　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

⑩　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑪　本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させる必要がある場合の費用について、実情に応じた適切な工事費を積算する試行を適用する工事である。

⑫　本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、労働者が遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤することを希望する場合は、作業時間を（８時間）より短縮して設定できるものとして、短縮時間に応じて労務費を補正する試行を適用する工事である。

⑬　本工事は、直接工事費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

⑭　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

⑮　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

⑯　本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する工事である。

⑰　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

⑱　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。

⑲　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑳　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

⑼　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２　競争参加資格

次の要件を満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年６月17日付け東北地方整備局長）に示すところにより東北地方整備局長（以下「局長」という。）からＦ－ＲＥＩ⑳本部棟外電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格の認定を受けている者、又は次の要件を満たしている単体企業、経常建設共同企業体（甲型）であること。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　東北地方整備局における電気設備工事に係る令和７・８年度の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　東北地方整備局における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、以下の点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が以下の点以上であること。）。

①　単体企業、経常建設共同企業体（甲型）及び特定建設工事共同企業体の代表者は、1,100点以上

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成23年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（民間工事の